

令和5年7月7日からの大雨による災害

# 被災者支援制度のお知らせ

第4版（令和5年9月4日現在）

令和5年7月7日からの大雨により被災された皆様に、心よりお見舞い申し上げます。

被災された方への主な支援制度をまとめましたので、ご利用ください。

※掲載する支援制度の情報については、随時、変更・追加します。

※支援制度の詳細については、各窓口までお問い合わせください。

朝 倉 市

# 目 次

～各種支援制度をご利用になる前に～	1
1. 復旧支援	
1-1 罹災証明書【住家被害】・被災証明書【住家以外の被害】	1
1-2 被災証明書【農業機械・施設（パイプハウス、果樹棚など）の被害】	2
1-3 ボランティアの派遣	2
1-4 災害発生土砂の受け入れ	2
1-5 災害ごみの受け入れ	3
1-6 被災住宅の障害物撤去	3
1-7 被災した家屋の消毒	4
1-8 被災住宅の応急修理	4
1-9 被災住家の解体・撤去	5
1-10 市営・県営住宅の一時提供	6
1-11 災害弔慰金の支給	6
1-12 災害障害見舞金の支給	6
1-13 災害見舞金の支給	7
1-14 災害援護資金の貸付	7
1-15 生活福祉資金の貸付	8
1-16 被災者の生活再建支援金の支給	9
1-17 福岡県被災者住宅再建支援事業補助金	10
1-18 日本赤十字社による救援物資の配布	11
2. 税・公共料金の減免など	
2-1 国税の減免等	12
2-2 県税の減免等	12
2-3 市税、保険料等の減免等	12
2-4 水道料金の減免	14
2-5 浄化槽使用料の減免	14
2-6 年金手帳等の紛失、国民年金等の保険料が払えない場合	15
2-7 住民票等の発行手数料の減免	15
2-8 耕作証明等の発行手数料の減免	15
2-9 公共料金の減免措置等	16
3. 教育	
3-1 教科書及び学用品の給与	17
3-2 奨学金の緊急採用・返還期限猶予・JASSO支援金の受付	17
3-3 就学援助	18
3-4 私立高校に在籍する被災生徒の学校納付金軽減補助金の支給	18
4. 相談窓口	
4-1 こころの悩みや健康等に関する相談	19
4-2 DV、セクハラ等に関する相談	19
5. 農業・林業	
5-1 農業に従事されている方への支援	20
5-2 林業に従事されている方への支援	25
6. 商工業	
6-1 商工業者（中小企業・小規模事業者）への支援	28

## ～各種支援制度をご利用になる前に～

### 罹災証明書・被災証明書の交付は受けられましたか？

【罹災証明書】は住家の被害、【被災証明書】は住家以外の被害を証明する書類です。税等の減免、各種融資の申請等、被災者に対する各種支援制度を利用するときに必要な場合があります。

申請の際に被害状況がわかる写真が必要になりますので、片付けや補修を行う場合は、必ず被害状況が確認できる写真を撮影しておいてください。

## 1. 復旧支援

### 1-1 罹災証明書【住家被害】・被災証明書【住家以外の被害】

《お問い合わせ先》 朝倉市税務課 ☎ 0946-28-7563

- (1) 申請期間 被災した日から6か月以内までの  
平日8時30分から17時15分まで
- (2) 受付窓口 市税務課 朝倉支所 杷木支所
- (3) 申請に必要なもの
  - 【罹災証明書】
    - ①罹災証明書申請書
    - ②被害状況のわかる写真（返却不可）
    - ③本人確認ができるもの ※代理申請の場合は委任状
  - 【被災証明書】
    - ①被災証明書申請書
    - ②被害状況のわかる写真（返却不可）
    - ③本人確認ができるもの ※代理申請の場合は委任状
- (4) 証明書の発行
  - 【罹災証明書】
    - ・日程調整を行い、現地調査に伺います。
    - ・現地調査後、1週間程度で証明書を発行します。
  - ※ 注意事項：
    - ・罹災証明書は、内閣府の災害に係る住家の被害認定基準運用指針（令和3年最終改定）に基づき、住家被害認定調査を行い証明します。
    - ・申請受付当日には発行できませんので、ご了承ください。
  - 【被災証明書】
    - ・申請内容に基づき証明します。
    - ・申請書受付後、1週間程度で証明書を発行します。

## 1-2 被災証明書【農業機械・施設（パイプハウス、果樹棚など）の被害】

---

《お問い合わせ先》 朝倉市農業振興課 ☎ 0946-28-7863

- (1) 申請期間 平日8時30分から17時15分まで
- (2) 受付窓口 農業振興課（朝倉市支所1階）
- (3) 申請に必要なもの
  - ①被害状況のわかる写真（返却不可）
  - ②本人確認ができるもの
- (4) 証明書の発行
  - ・申請受付当日には発行できませんので、ご了承ください。

## 1-3 ボランティアの派遣

---

《お問い合わせ先》 【住家被害】朝倉市災害対策ボランティア活動本部  
[朝倉市社会福祉協議会] ☎ 0946-22-7834  
【住家被害以外】一般社団法人Camp ☎ 090-3535-3520

住家が被害を受けボランティアを必要としている方又、そのボランティア活動への参加を希望する方は、朝倉市災害対策ボランティア活動本部（朝倉市社会福祉協議会／朝倉市甘木198-1 ピーポット甘木保健福祉センター内）にご相談ください。

住家被害以外のボランティア活動については、一般社団法人Camp（キャンプ）にご相談ください。

## 1-4 災害発生土砂の受け入れ

---

《お問い合わせ先》 朝倉市都市整備課 ☎ 0946-28-7137

今回の災害で発生した土砂を、下記のとおり受け入れます。

- (1) 受入場所
  - 甘木：十文字公園（朝倉農業高等学校跡地 朝倉市三奈木 3070 番地）
  - 杷木：杷木球場（朝倉市杷木池田 873 番地）
- (2) 受入時間 9時～16時
- (3) 注意事項
  - ①令和5年7月の豪雨による災害発生土砂のみ搬入してください。
  - ②災害発生土砂と災害ごみの分別にご協力ください。
  - ③受入場所は場内の係員の指示に従ってください。
  - ④学校周辺の通学路を通行される際は、生徒・児童に十分注意して運転してください。

## 1-5 災害ごみの受け入れ

《お問い合わせ先》 朝倉市環境課 ☎ 0946-23-1153

- (1) 受入場所  
サンポート（朝倉郡筑前町栗田8番地3）
- (2) 受入時間 平日（祝日を除く）及び毎月第3日曜日の  
9時～12時  
13時～16時30分
- (3) 注意事項
  - ①災害ごみをサンポートへ持ち込むには搬入確認証が必要になります。サンポートへ行く前に環境課へお越しください。  
（環境課は土、日曜日は閉庁日となりますので、第3日曜日にサンポートへ搬入される場合は事前に環境課へお越しいただくか、ご連絡をお願いします。）
  - ②災害ごみを持ち込む際は、ごみを分別して持ち込んでください。
  - ③生ごみは受付できませんので、通常の可燃ごみ収集に出してください。

## 1-6 住家等の障害物の除去

《お問い合わせ先》 朝倉市都市整備課 ☎ 0946-28-7137

今回の災害で住宅が半壊又は床上浸水の被害を受けた世帯に対して、被災した住家又はその周辺に運ばれた土石、竹木等を、市が業者に依頼し、除去します。

- (1) 対象（以下の全てを満たす方）
  - ①住家が半壊又は床上浸水した方
  - ②障害物の除去により、避難所への避難を要しなくなると見込まれる方
  - ③応急仮設住宅（民間賃貸住宅借り上げを含む）を利用しない方
- (2) 除去の範囲 居室、台所、トイレ等の生活上欠くことができない場所
- (3) 費用の限度額 1世帯当たり 138,700円以内

※ 住家入口が塞がれている場合等は、玄関周り等も除去の範囲となります。

## 1-7 被災した家屋の消毒

《お問い合わせ先》 朝倉市環境課 ☎ 0946-23-1153

今回の大雨で床上浸水による被害を受けた家屋等を対象に、感染症予防のために業者による消毒を行います。

- (1) 消毒の対象  
床上浸水した住居部分（事業所等は対象外）  
※なお、住居部分であっても床下浸水の場合は消毒の対象外です。
- (2) 消毒内容  
希釈したオスバン消毒液を動力噴霧器で噴霧します。  
※感染症予防のための消毒になりますので、殺虫や消臭の効果はありません。
- (3) 消毒の受付期間及び実施期間  
令和5年9月15日まで受付を行います。  
受付後、9月30日までに実施日を調整し、業者による消毒を行います。  
※家屋の片づけ等で9月30日までに実施ができない場合は、ご相談ください。
- (4) 消毒の申込  
環境課へご連絡ください。  
場所：朝倉市堤4-6(朝倉市環境センター)  
TEL：0946-23-1153  
E-mail:kankyo@city.asakura.lg.jp

## 1-8 被災住宅の応急修理

《お問い合わせ先》 朝倉市都市整備課 ☎ 0946-28-7583

今回の災害により住家が準半壊以上の被害を受けた世帯に、その住家に住むための必要最小限の応急修理に要した費用の一部を、市が直接施工業者へ支払います。

- (1) 対象（以下の全てを満たす方）
  - ①今まで居住していた家屋が準半壊以上となった被災者。
  - ②今まで居住していた家屋に応急修理後も引き続き住むこと。
- (2) 応急修理の範囲  
居室、台所、トイレ等の生活上欠くことができない場所
- (3) 費用の限度額

準半壊の場合	1世帯当たり	343,000円以内
半壊以上の場合	1世帯当たり	706,000円以内

※全壊の場合は、応急修理により居住が可能であれば対象となります。

※申請には、罹災証明書が必要になります。

※着工前に申請してください。

## 1-9 被災住家の解体・撤去

《お問い合わせ先》 朝倉市環境課 ☎ 0946-23-1153

今回の災害で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けた個人所有の住家について、住家を解体・撤去する場合は、下記のとおり上限の範囲内で償還払いします。

※償還払い＝申請者が費用を一旦全額自己負担し、後日、市から払い戻しを受ける制度。

### (1) 対象住家

罹災証明で全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の判定を受けた個人所有の住家  
(災害時において現に使用されていたものでなければなりません)

### (2) 対象の範囲

<対象となるもの>

- ①対象住家は1棟全部を取り壊すもの(一部のみを取り壊すものは対象外)
- ②住家に付随する基礎、浄化槽、倉庫、門扉、塀、立木等は、住家と一体的に解体・撤去が必要な場合のみ対象

<対象とならないもの>

- ①住家の内部残留物(家具、家電、建具等)の片づけ
- ②地下埋設物、擁壁、宅地内の舗装
- ③浄化槽を解体・撤去する前の汚泥の引き抜きおよび清掃

※宅地周辺に堆積した土砂の除去については、朝倉市都市整備課へお問い合わせください。

### (3) 対象費用

全壊判定住家……解体、撤去(積込・運搬)、処分費用  
大規模半壊、中規模半壊、半壊判定住家……撤去(積込・運搬)、処分費用  
(解体費用は所有者負担)

※申請後、市が算出した上限額の範囲を超えた部分は、所有者負担となります。

### (4) 申請方法

朝倉市環境課へ、住家を解体・撤去する前にご連絡ください。

場所：朝倉市堤4-6(朝倉市環境センター)

TEL：0946-23-1153

E-mail：kan-ricycle@city.asakura.lg.jp

※住家を解体・撤去する前に必ず環境課へご相談ください。事前の打合せなしに住家の解体・撤去をされた場合、費用を償還できなくなる可能性があります。

## 1-10 市営・県営住宅の一時提供

《お問い合わせ先》 朝倉市都市整備課 ☎ 0946-28-7582

今回の大雨により被災された方の市営住宅への一時入居について、提供できる住戸をご案内しています。

なお、県営住宅も一時提供を行っておりますので、県営住宅の相談窓口（電話）092 - 643-3739 へご相談ください。

## 1-11 災害弔慰金の支給

《お問い合わせ先》 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-28-7553

今回の災害でお亡くなりになられた方（遺族）に、災害弔慰金を支給します。

### (1) 受給遺族

①配偶者、子、父母、孫、祖父母

②上記①のいずれもが存在しない場合は、死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）

### (2) 支給額

①生計維持者が死亡した場合 500万円

②その他の者が死亡した場合 250万円

## 1-12 災害障害見舞金の支給

《お問い合わせ先》 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-28-7553

今回の災害による負傷、疾病で著しい障がいが生じた方に、災害障害見舞金を支給します。

### (1) 受給者

重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた方

### (2) 支給額

①生計維持者の場合 250万円

②その他の者の場合 125万円



## 1-13 災害見舞金の支給

《お問い合わせ先》 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-28-7553

今回の災害で被災された方に、災害見舞金を支給します。

### (1) 支給額【福岡県分】

- |             |          |
|-------------|----------|
| ①死亡の場合      | 20万円     |
| ②重症の場合      | 4万円～10万円 |
| ③住宅が全壊の場合   | 10万円     |
| ④住宅が半壊の場合   | 5万円      |
| ⑤住宅が床上浸水の場合 | 3万円      |

※①、②について、上記（1-11 災害弔慰金）、（1-12 災害障害見舞金）を受給する場合は支給されません。

※③、④、⑤について、単身世帯は上記の半額を支給。

※重症の場合の支給額は、要治療見込日数で異なります。

### (2) 支給額【朝倉市分】

住宅が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、床上浸水の場合  
一律10万円

### (3) 申請期限・・・令和5年9月29日（金）

## 1-14 災害援護資金の貸付

《お問い合わせ先》 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-28-7553

今回の災害で世帯主が負傷、または住宅・家財に被害を受けた場合に、被害の種類や程度に応じて、災害援護資金の貸付が受けられます。

### (1) 対象

- ①世帯主が1か月以上の負傷
- ②家財の1/3以上の損失
- ③住宅の滅失、流出、全壊
- ④住宅の半壊

※ 所得制限があります。

- (2) 貸付限度額 最高 350万円
- (3) 償還期間 10年（据置期間3年を含む）
- (4) 貸付利率 年1%（据置期間中は無利子）
- (5) 申請期限・・・令和5年10月31日（火）

※ 市で年1%の利子に対する助成を行いますので、実質利率が0%になります。

## 1-15 生活福祉資金の貸付

《お問い合わせ先》 朝倉市社会福祉協議会 ☎ 0946-22-7834

今回の災害で緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった世帯に、小口資金等の貸付を行います。

### 【緊急小口資金】

- (1) 貸付額 10万円以内
- (2) 償還期限 据置期間（2か月以内）終了後、12か月以内
- (3) 貸付利子 無利子

### 【福祉費】

- (1) 貸付限度額 150万円以内（住宅補修費用は250万円以内）
- (2) 償還期限 据置期間（6か月以内）終了後、7年以内
- (3) 貸付利子 連帯保証人ありの場合 無利子  
連帯保証人なしの場合 1.5%

※ 「1-14 災害援護資金」の対象となる世帯は、貸付の対象となりません。

※ 申請の際は、罹災証明書等が必要です。

## 1-16 被災者の生活再建支援金の支給

《お問い合わせ先》 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-28-7553

今回の災害で、住宅が著しい被害を受けた方の生活再建のための支援金が支給されます。

### (1) 対象

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、又は敷地被害が生じ、住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③危険な状態が継続し、居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が大規模半壊した世帯
- ⑤住宅が中規模半壊した世帯

### (2) 支給額

(万円)

	基礎支援金	加算支援金	
全壊 解体 長期避難	100	建設・購入	200
		補修	100
		賃借	50
大規模半壊	50	建設・購入	200
		補修	100
		賃借	50
中規模半壊	—	建設・購入	100
		補修	50
		賃借	25

※単身世帯は、上記の3/4の額

### (3) 申請期限

- ①基礎支援金 令和6年8月7日
- ②加算支援金 令和8年8月7日

## 1-17 福岡県被災者住宅再建支援事業補助金

《お問い合わせ先》 朝倉市福祉事務所 ☎ 0946-28-7553

今回の災害で、被災した世帯が県内で住宅を再建するために金融機関等から融資を受けた場合、その利子相当額の補助を行います。

(1) 対象 ※次の2つの要件を満たす世帯

- ①全壊・大規模・中規模半壊世帯、半壊で住宅を解体した世帯又は長期避難世帯として認定されている世帯
- ②自ら居住する目的で、新たに融資を受け、福岡県内で住居を建設・購入・改修を行う世帯

(2) 補助基準額 ※申請は1世帯1回限り

①リバースモーゲージ型の融資を受けた場合

借入額に、借入時の(独)住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」に係る貸付利率を乗じて算出した額に、20を乗じた額について100万円を上限として助成

②リバースモーゲージ型以外の融資を受けた場合

次の(ア)と(イ)を比較し、低い方について100万円を上限として助成

(ア) 実際の借入に係る利子支援額の合計

(イ) 借入額に、借入時の(独)住宅金融支援機構が実施する「災害復興住宅融資」に係る貸付利率を乗じて算出した利子支払額の合計

## 1-18 日本赤十字社による救援物資の配布

---

《お問い合わせ先》 朝倉市福祉事務所 ☎0946-28-7551  
朝倉支所市民窓口係 ☎0946-52-1523  
杷木支所市民窓口係 ☎0946-62-1950

今回の災害で個人の住居が床上浸水の被害を受けた世帯に、救援物資を配布します。

(1) 対象

個人の住居で床上浸水の被害を受けた世帯

(2) 配布物 (1 世帯 1 組)

- ①緊急セット (携帯ラジオ・懐中電灯・歯ブラシ等の日用品等)
- ②医薬品セット (体温計・絆創膏・伸縮包帯・マスク等)
- ③タオルセット (バスタオル・フェイスタオル)

(3) 配布方法等

電話での申し込み後、福祉事務所・朝倉支所市民窓口係、杷木支所市民窓口係で配布  
(電話で、住所・氏名・電話番号をお知らせください。)

(4) 配布時間

平日 8時30分～17時15分

## 2. 税・公共料金など

### 2- 1 国税の減免等

《お問い合わせ先》 甘木税務署 ☎ 0946-22-2720

- (1) 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。いずれも所轄税務署への申請が必要です。
- (2) 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。

### 2- 2 県税の減免等

《お問い合わせ先》 久留米県税事務所 ☎ 0942-30-1012

災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期限の延長の救済措置があります。

### 2- 3 市税、保険料等の減免等

#### 【市県民税】

《お問い合わせ先》 朝倉市税務課 ☎ 0946-28-7562

住宅や家財、または事業に損害を受けた場合で、令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下の方、災害による死亡、行方不明、または障がい者となった方について、減免できる場合があります。

※ 被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。

#### 【固定資産税】

《お問い合わせ先》 朝倉市税務課 ☎ 0946-28-7563

住宅等に被害を受けた場合に減免できる場合があります。

※ 市税の納税相談は収納対策課 (☎ 0946-28-7564) で行っています。

## 【国民健康保険税】

《お問い合わせ先》 朝倉市保険年金課 ☎ 0946-28-7558

住宅や家財、または事業に損害を受けた場合で、令和4年中の合計所得金額が1,000万円以下の方、災害による死亡、行方不明、または障がい者となった方について、減免できる場合があります。

- ※ 被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。
- ※ 納税の相談は収納対策課（☎ 0946-28-7564）で行っています。

## 【後期高齢者医療制度の保険料】

《お問い合わせ先》 朝倉市保険年金課 ☎ 0946-28-7557

住宅や家財、または事業に損害を受けた場合、保険料を減免できる場合があります。  
※ 被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。

## 【国民健康保険医療費一部負担金】

《お問い合わせ先》 朝倉市保険年金課 ☎ 0946-28-7558

被災被保険者が国民健康保険の療養の給付を受けるときは、申請により一部負担金の減免（入院療養に限る）及び徴収猶予ができる場合があります。

- ※ 被害状況、損害保険金等の補てん額や世帯の収入額、預貯金額の状況によっては該当とならない場合があります。

## 【後期高齢者医療制度医療費一部負担金】

朝倉市保険年金課 ☎ 0946-28-7557

被災被保険者が後期高齢者医療制度の療養の給付を受けるときは、一部負担金の減免及び徴収猶予ができる場合があります。

- ※ 被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。

## 【介護保険料】

《お問い合わせ先》 朝倉市介護サービス課 ☎ 0946-28-7585

住宅、または事業に損害を受けた場合、保険料を減免できる場合があります。  
※被害状況や損害保険金などの補てん額によっては該当とならない場合があります。

## 【介護サービスの利用者負担額】

《お問い合わせ先》 朝倉市介護サービス課 ☎ 0946-28-7586

介護保険サービスの利用者または扶養義務者が災害等により費用の利用者負担が困難となった場合は、保険者が利用者負担分を減額または免除する制度があります。

## 【社会福祉施設の入所費用】

《お問い合わせ先》 朝倉市介護サービス課 ☎ 0946-28-7590

養護老人ホームの入所者または扶養義務者が災害等により費用負担が困難になった場合には、当該年の収入に基づいて費用徴収額が軽減される場合があります。

## 2- 4 水道料金の減免

《お問い合わせ先》 朝倉市上下水道課 ☎ 0946-22-1122

- (1) 対象  
杷木地域で水道を使用している全ての世帯
- (2) 水道料金の減免  
8月分（7月使用分） 基本料金のみ請求 ※超過料金を全額免除

## 2- 5 浄化槽使用料の減免

《お問い合わせ先》 朝倉市上下水道課 ☎ 0946-22-1122

- (1) 対象  
市設置型合併浄化槽使用者（寄附採納済分含む）
- (2) 要件（次のいずれかに該当する世帯）
  - ① 今回の災害により、家屋、浄化槽が被災した世帯
  - ② 自宅での生活ができない、またはできなかった世帯
- (3) 減免の対象となる期間  
令和5年7月分（使用分）から使用できなかった期間
- (4) 減免申請の期限  
令和5年9月29日（金）まで

※ 市設置型とは、市に使用料を払い設置している浄化槽のことです。

※ 減免申請の方法については、上下水道課へお問い合わせください。



## 2- 6 年金手帳等の紛失、国民年金等の保険料が払えない場合

---

《お問い合わせ先》 朝倉市保険年金課 ☎ 0946-28-7561

- (1) 年金手帳（基礎年金番号通知書）、年金証書等を紛失した場合は、再発行ができます。
- (2) 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。

※詳しくは、年金ダイヤルまたは最寄りの年金事務所にお問い合わせください。

- ・年金ダイヤル ☎ 0570-05-1165 [月曜 8:30～19:00、その他平日 8:30～17:15]
- ・南福岡年金事務所 ☎ 092-552-6112 [平日 8時30分～17時15分]

## 2- 7 住民票等の発行手数料の減免

---

《お問い合わせ先》 朝倉市市民課 ☎ 0946-22-1113

今回の災害で被災された方が、生活再建のために住民票、戸籍、印鑑証明等の証明書類を必要とする場合、それらの発行手数料を全額減免します。

※ 罹災証明書、被災証明書を提示してください。

※ 印鑑登録証がない場合は、本人確認のうえ再登録が必要です。

## 2- 8 耕作証明等の発行手数料の減免

---

《お問い合わせ先》 朝倉市農業委員会事務局 ☎ 0946-52-1896

今回の災害で被災された方が、生活再建・農業再建のために耕作証明、非農地証明、農地法の許可申請等の証明書類を必要とする場合、それらの発行手数料を全額免除します。

※ 罹災証明書・被災証明書を提示してください。

## 2- 9 公共料金の減免措置等

---

電気、電話等については、各事業者において、災害救助法の適用区域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

また、減免措置等は、本人からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、各社へご確認ください。

- (1) NHK 放送受信料の免除：NHK 福岡放送局 ☎ 092-715-7111
- (2) 電気料金・工事費に関する特別措置：九州電力甘木営業所 ☎ 0120-639-461
- (3) 各種支援措置 NTT 西日本 局番なしの ☎ 113  
携帯電話からは ☎ 0120-444-113)

## 3. 教育

### 3- 1 教科書及び学用品の給与

《お問い合わせ先》 朝倉市教育課 ☎ 0946-22-2333

今回の災害で住宅が被害を受けた児童、生徒に、教科書及び学用品を支給します。

#### (1) 対象

住家が全壊、流失、半壊又は床上浸水による喪失若しくは損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

#### (2) 支給対象品目

- ①教科書及び正規の教材
- ②文房具（ノート、鉛筆、消しゴム、絵具、クレヨン、定規等）
- ③通学用品（運動靴、体操着、傘、長靴、笛、裁縫道具等）

※ 現物支給となります。

※ 在籍する学校を經由して申請書の提出が必要になります。  
(教科書及び学用品の被災写真があれば添付してください。)

### 3- 2 奨学金の緊急採用、返還期限猶予、JASSO 支援金の受付

《お問い合わせ先》 ①③は在学する学校、②は奨学金相談センター ☎ 0570-666-301

独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）では、(1) 災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用、(2) 奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出、(3) 居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生等からの支援金の申請を受け付けています。

#### (1) 奨学金の緊急採用について

- ①対象者…災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法適用地域の世帯の学生等）
- ②申込方法…在学している学校を通じて申し込む
- ③奨学金の種類…給付奨学金、第一種奨学金、第二種奨学金

#### (2) 減額返還・返還期限猶予について

- ①対象者…災害等により奨学金の返還が困難となった方
- ②願出方法…「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構へ提出する。

#### (3) 支援金について

- ①対象者…学生本人やその生計維持者が居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた方
- ②申請方法…在学している学校を通じて申し込む
- ③支給額…10万円（返還不要）

### 3- 3 就学援助

---

《お問い合わせ先》 朝倉市教育課 ☎ 0946-22-2333

市では、今回の災害により被災した世帯に対し、小中学校に通う児童生徒の学用品、給食費等の一部を援助します。

#### (1)対象者

今回の災害により小中学校に通う児童生徒が居住する市内の住宅が半壊以上又は床上浸水（一部床上浸水含む。）の被害を受けた方。

現在、既に就学援助を受けている方は、今回の災害用の就学援助の対象にはなりません。

#### (2)援助の内容

学用品費、通学用品費、校外活動費、修学旅行費、給食費、通学費を援助します。

※中規模半壊・半壊・（一部）床上浸水の場合は、全壊・大規模半壊の場合の1/2の額を援助

#### (3)その他

- ・在学している学校で、学校が定める期限までに申請手続きをして下さい。罹災証明書が必要です。
- ・援助費は、年2回（12月・3月）に分け、学校を通じて支払います。

### 3- 4 私立高校に在籍する被災生徒の学校納付金軽減補助金の支給

---

《お問い合わせ先》 福岡県私学振興課修学支援係 ☎ 092-643-3139

被災生徒が、福岡県内の私立高等学校等（※1）に在籍している場合、福岡県私立高等学校等学校納付金軽減補助金が支給されます。

#### (1)対象者

①自宅が全壊又は半壊した世帯の生徒

②農地・店舗等の損壊、長期避難等により自営業の継続が困難になる等の理由で、収入額が一定の基準（※2）を下回る事となる世帯の生徒

（※1）通信制は、学校納付金軽減補助金の補助対象外となっております。

（※2）市町村発行の課税証明書記載の課税標準額から、被害額を差し引いた額が0円以下となる場合

## 4. 相談窓口

### 4- 1 こころの悩みや健康等に関する相談

---

こころの悩みや健康に関する相談を電話でお受けしています。

- ①福岡いのちの電話                      ☎ 092-741-4343    24時間
- ②福岡県精神保健福祉センター        ☎ 092-582-7500    月～金 8:30～17:15 (祝日除く)
- ③北筑後保健福祉環境事務所        ☎ 0946-22-3965    月～金 8:30～17:15 (祝日除く)
- ④朝倉市健康課                          ☎ 0946-22-8571    月～金 8:30～17:15 (祝日除く)

### 4- 2 DV、セクハラ等に関する相談

---

DVやセクハラ、避難(所)生活での困りごとに関する相談を電話でお受けしています。

- ①朝倉市男女共同参画センター        ☎ 0946-62-3375  
・月～金 9:00～16:00 (土日、祝日、12/29～1/3 を除く。)
- ②あさくら女性ホットライン        ☎ 092-513-7337  
・月～金 10:00～17:00 (土日、祝日、12/29～1/3 を除く。)
- ③福岡県あすばる女性相談ホットライン    ☎ 092-584-1266  
・月～日曜日 9:00～17:00  
・祝日以外の金曜日 18:00～20:30 も可。  
(8/13～8/15、12/29～1/3 を除く。)
- ④男性DV被害者のための相談ホットライン    ☎ 070-4410-8502  
・火・木 18:00～21:00、土 10:00～13:00 (12/29～1/3 を除く。)
- ⑤性暴力被害者支援センター・ふくおか    ☎ 092-409-8100  
・24時間・365日 年中無休

## 5. 農業・林業

### 5- 1 農業に従事されている方への支援

#### 【農地・農業用施設の災害復旧事業】

《お問い合わせ先》 朝倉市農地等・林道災害対策室 ☎ 0946-52-0278

今回の大害で、農地（田・畑）、農業用施設（農道・水路・ため池・頭首工・揚水機・農道橋）に被害が発生し、自力復旧が困難な場合には、機能回復を目的として、復旧工事を行うことができます。

#### (1) 対象要件

- ①令和5年8月8日（火）までに農地等・林道災害対策室に報告されていること
- ②適切に維持管理を行っていること
- ③農地については現況が農地であり、家庭菜園ではないこと
- ④農業用施設については、受益戸数が2戸以上かつ個人名義でないこと
- ⑤農業用施設については、分筆をしていること
- ⑥事業費に応じた分担金の負担に同意すること

#### (2) 被害報告から復旧までの流れ

- ①令和5年8月8日（火）までに市へ被害報告をしてください。
- ②受付後、市職員が現地確認を行い、事業対象となるか判断します。
- ③事業対象と認められた箇所については、事業を実施します。

※ ②の現地確認から③の事業実施までは、期間を要する場合があります。  
また、下記の要件を満たさない場合は、復旧工事を行うことができません。

復旧工事には、下記の3つの方法があります。

#### 2 国庫補助災害復旧事業

査定を受けて事業対象となった箇所について、国の補助により復旧工事を行うものです。

#### (1) 要件：1箇所の工事費が40万円以上であること。

その他要件がありますので、現地確認後、職員が対象の可否を判断します。

#### (2) 補助率及び分担率

	補助率	分担率
農地	事業費の50%	事業費の15%以内
農業用施設	事業費の65%	事業費の7%以内

※ 被害及び査定の状況によって補助率及び分担率は変動します。

## 2 市単独災害復旧事業

国庫補助事業の要件を満たさない箇所について、市の単独事業として復旧工事を行うものです。

- (1) 要件：国庫補助の対象とならないもの。  
    その他要件がありますので、現地確認後、職員が対象の可否を判断します。
- (2) 分担率

	分担率
農地	事業費の 30%
農業用施設	事業費の 20%

## 3 リース代補助

重機等をリースし、自己施工により復旧する箇所について、重機等のリース料を補助するものです。

- (1) 対象経費：重機等のリース料、回送費、リース機械の保険料  
    ※ 人件費や燃料費等は補助対象外
- (2) 補助率：10/10（上限 40 万円）  
    ※ 早急な仮工事が必要な場合や、軽微な工事で自己修復可能な場合で、市単独災害復旧事業を使わない場合を想定しています。

※いずれの事業も、令和 5 年 8 月 8 日（火）までに農地等・林道災害対策室に報告して頂き、市職員による現地確認を行った後の着手になります。

## 【鳥獣被害防止総合対策交付金】

《お問い合わせ先》 朝倉市農林課 ☎ 0946-28-7864

豪雨及び暴風雨の被災地域において、以下の取組を支援します。

- (1) 事業内容  
    豪雨及び暴風雨の影響で、現在使用している鳥獣被害防止施設（電気柵）等が全て被災した地域において、被害報告及び財産処分の手続を行った後に、再整備を行うことで、安心して営農活動や有害鳥獣の捕獲活動等が再開できるよう支援します。
- (2) 事業主体  
    地域協議会、民間団体等
- (3) 補助率  
    事業実施主体へ定額又は 1/2 以内

## 【福岡県農林漁業災害対策資金】

《お問い合わせ先》 J A筑前あさくら融資運用課 ☎ 0946-23-9032

被災農業者の経営再建のため、被災農業者が農協（農協等資金）から災害資金を借り受けた場合に、市と連携の下に利子補給等を行います。

- (1) 利子補給対象限度額  
500万円（農林漁業セーフティネット資金及び農協等資金の合計）  
※農協等資金に対する県の利子補給交付対象者は農林漁業セーフティネット資金を既に限度額いっぱいまで借り受けていることが要件
- (2) 貸付対象者  
市の被災証明を受けた農業者
- (3) 利子補給率  
2.05%（内訳：県1/2、市1/2 R5.8.21現在）  
※利子補給は貸付実行から5年間のみ  
※利子補給率は基準金利が元となるため変動します。

## 【福岡県農業施設等災害復旧資金】

《お問い合わせ先》 J A筑前あさくら融資運用課 ☎ 0946-23-9032

災害により、損壊した農業用機械・施設等の復旧に係る農業近代化資金（農協）を借り受けた場合に、県、市及び農協と連携の下に利子補給等の上乗せを行います。

- (1) 利子補給対象限度額  
1,800万円（個人の場合）
- (2) 貸付対象者  
市の被災証明を受けた農業者
- (3) 利子補給率  
2.05%（R5.8.21現在）  
※利子補給は貸付実行から7年間のみ  
※利子補給率は基準金利が元となるため変動します。

## 【農業制度資金に係る償還猶予等措置】

《お問い合わせ先》 農協等の融資機関、日本政策金融公庫、朝倉農林事務所

災害等により貸付金の償還が著しく困難であると認められる場合などには償還金の支払いを猶予することができます。

以下、償還猶予等の対象資金

- |                        |                           |
|------------------------|---------------------------|
| (1) 就農支援資金の償還猶予        | 受付：農協等の融資機関、朝倉農林事務所       |
| (2) 農業近代化資金の償還期間の延長    | 受付：農協等の融資機関、朝倉農林事務所       |
| (3) 日本政策金融公庫資金の償還条件の緩和 | 受付：農協、日本政策金融公庫<br>朝倉農林事務所 |



## 【農業機械・施設災害復旧支援事業】

《お問い合わせ先》 朝倉市農業振興課 ☎ 0946-28-7863

今回の災害により被災した農業機械やハウス施設等の修繕及び再取得等について助成を行います。

### 施 設

- (1) 補助対象 農業用ハウス、附帯施設、果樹棚等
- (2) 補助率 8/10 以内

### 機 械

- (1) 補助対象 トラクター、コンバイン、田植機、SS 等
- (2) 補助率 1/2 以内

### 災 害 回 避

- (1) 補助対象 ハウスの浸水防止壁等
- (2) 補助率 1/2 以内

## 【被災園芸産地改植等支援事業】

《お問い合わせ先》 朝倉市農業振興課 ☎ 0946-28-7863

今回の災害により、ほ場の浸水・冠水や土砂流入等の被害を受けた農業者に対して、野菜・花き・果樹・苗木等の種苗や土壌改良資材の購入経費等について助成します。

### 生 産 資 材 の 購 入

- (1) 補助対象 事業の継続・再開に必要な種苗や肥料等の生産資材の購入経費
- (2) 補助率 1/2 以内

### 改 植

- (1) 補助対象 樹体が大きく損傷した果樹の改植等の経費を助成
- (2) 補助率 定額

### 農 地 の 土 砂 撤 去

- (1) 補助対象 流入した土砂の撤去に必要な経費を助成
- (2) 補助率 1/2 以内

## 【被災畜産農家経営再建支援事業】

《お問い合わせ先》 朝倉市農業振興課 ☎ 0946-28-7863

今回の災害により被災した、自給粗飼料（牧草・稲わら）に代わる粗飼料の購入経費を助成します。

- (1) 補助対象 代替粗飼料の購入経費
- (2) 補助率 1/2 以内

## 【収入保険緊急対策事業】

《お問い合わせ先》 福岡県団体指導課農業共済係（092-643-3483）  
福岡県農業共済組合筑後川流域支所（22-3645）

福岡県では、今回の災害により被災された農業者の経営安定を図るため、収入保険に加入する際の保険料の2分の1を補助します。

### (1) 補助対象

【個人】 令和6年1月1日から保険期間が開始する者。

【法人】 令和5年7月7日から令和6年7月6日までに保険期間が開始する者。

※新規加入、継続加入のどちらも対象となります。

※令和6年4月1日以降については令和6年度予算の成立を前提としています。

### (2) 補助率 1/2以内

※市町村長が交付する農業被害に関する被災証明書が必要となります。

## 5- 2 林業に従事されている方への支援

---

### 【林業基盤整備資金（樹苗養成施設）】

《お問い合わせ先》 朝倉農林事務所（総務課） ☎ 0946-22-2730

災害により樹苗養成施設の復旧に係る資金が必要な方は、低利融資が受けられます。  
《(株) 日本政策金融公庫資金》

- (1) 対象者 樹苗養成事業を営む者、森林組合等
- (2) 貸付限度額 必要額の80%
- (3) 貸付利率 0.30%（令和5年6月19日現在）
- (4) 償還期間 15年以内（据置期間5年以内）

### 【農林漁業セーフティネット資金（災害）】

《お問い合わせ先》 日本政策金融公庫福岡支店 ☎ 092-451-1780

当面の造林資材もしくは簡易な補修費等の資金、または、収入の減少を補填するための資金が必要な方は、融資が受けられます。《(株) 日本政策金融公庫資金》

- (1) 貸付限度額 600万円（特認 年間経営費又は粗収益の6/12以内）
- (2) 貸付利率 0.30%（令和5年6月19日現在）
- (3) 償還期間 10年以内（据置期間3年以内）

### 【農林漁業施設資金（災害復旧施設）】

《お問い合わせ先》 朝倉農林事務所（総務課） ☎ 0946-22-2730

素材生産や造林施設等の復旧のための資金が必要な方は融資を受けられます。  
《(株) 日本政策金融公庫資金》

- (1) 貸付限度額 負担額の80%又は1施設当たり300万円（特例600万円）のいずれか低い額
- (2) 貸付利率 0.30%（令和5年6月19日現在）
- (3) 償還期間 15年以内（据置期間3年以内）

## 【農林漁業施設資金（共同利用施設）】

《お問い合わせ先》 朝倉農林事務所（総務課） ☎ 0946-22-2730

森林組合等が所有する共同利用施設の復旧費用について、融資が受けられます。  
《（株）日本政策金融公庫資金》

- |           |                    |
|-----------|--------------------|
| (1) 貸付限度額 | 負担額の80%            |
| (2) 貸付利率  | 0.30%（令和5年6月19日現在） |
| (3) 償還期間  | 20年以内（据置期間3年以内）    |

## 【造林業補助金】

《お問い合わせ先》 朝倉農林事務所（総務課） ☎ 0946-22-2730

気象災害等により被害を受けた方は、森林被害跡地の復旧造林に対する補助を受けることができます。

- |          |                 |
|----------|-----------------|
| (1) 補助要件 | 1 施行地0.1ha以上のもの |
| (2) 補助内容 | 被害木等の整理、跡地造林    |
| (3) 補助率  | 36%～68%         |

## 【（国庫補助）災害関連緊急治山事業「県営」】

《お問い合わせ先》 朝倉農林事務所 ☎ 0946-22-2844  
朝倉市農林課 ☎ 0946-28-7864

保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、災害により新たに発生又は拡大した荒廃山地では、県が緊急に復旧整備を行います。

要件…重要な災害復旧工事の遂行に特に先行して施行する必要があるもの、公共の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等

## 【（国庫補助）復旧治山事業「県営」】

《お問い合わせ先》 朝倉農林事務所 ☎ 0946-22-2844  
朝倉市農林課 ☎ 0946-28-7864

保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、山腹崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流などの荒廃地では、県が復旧整備を行います。

対象…市街地又は集落（人家10戸以上）の保護 主要公共施設（学校、官公署等）の利害に密接な関係を有し、民生安定上放置しがたいもの等

## 【(県単) 県単独治山事業「県営」】

《お問い合わせ先》 朝倉農林事務所 ☎ 0946-22-2844  
朝倉市農林課 ☎ 0946-28-7864

保安林あるいは保安林に指定されることが確実な民有林で、上記国庫補助の対象とならない緊急に復旧すべき小規模な林地の災害は、県が復旧整備を行います。

## 【農林水産業共同利用施設災害復旧事業】

《お問い合わせ先》 朝倉農林事務所（総務課） ☎ 0946-22-2730

森林組合等が所有する共同利用施設について、災害復旧事業費の一部補助を受けることができます。

- (1) 対象：森林組合等が所有する共同利用施設
- (2) 補助率等：1箇所の工事が40万円以上の災害復旧に対し補助（補助率2/10）

## 6. 商工業

### 6- 1 商工業者（中小企業・小規模事業者）への支援

#### 【セーフティネット保証4号の適用】

《お問い合わせ先》 朝倉市商工観光課 ☎ 0946-28-7862  
福岡県信用保証協会保証統括部 ☎ 0120-112-249  
福岡県信用保証協会久留米支所 ☎ 0942-38-1022

今回の災害に伴い、本市が災害救助法の適用市町村となったことを受け、国は、「セーフティネット保証4号」の指定地域としました。

指定地域の中小企業は、直接被災していなくても、災害に起因して一定の売上減少が生じれば、「セーフティネット保証4号」の認定を受けることができます。

#### (1) 対象

以下①、②の両方を満たすことについて、市町村長の認定を受けた中小企業

- ①指定地域において1年以上継続して事業を行っていること
- ②今回の大雨災害に起因し、最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が、前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること

#### ○県制度融資「緊急経済対策資金」による資金

県では、当該保証の認定を受けた中小企業に対し、「緊急経済対策資金」による低利融資を行い、円滑な資金繰りを支援します。

#### (1) 対象

セーフティネット保証の認定を受けた中小企業

#### (2) 融資条件

- ①融資利率 1.3%
- ②保証料率 0.8%
- ③融資限度額 1億円
- ④返済期間 10年以内（据置2年以内）

※ セーフティネット保証4号（突発的災害（自然災害等））とは  
自然災害等の突発的事由（噴火、地震、台風等）により経営の安定に支障を生じている中小企業者への資金供給の円滑化を図るため、信用保証協会が通常の保証限度額とは別枠で保証（100%保証）を行う制度

## 【金融相談窓口】

《お問い合わせ先》 県商工部中小企業振興課金融係 ☎ 092-643-3424  
久留米中小企業振興事務所 ☎ 0942-33-7228

県では、中小企業の円滑な資金繰りを支援するため、事業資金等を低利で融資する中小企業融資制度を設けています。

この度の大雨で被災された中小企業を支援するため、関係機関と連携し、金融相談窓口を設置しました。

### (1) 設置場所（金融相談窓口）

<福岡県>

- ①商工部中小企業振興課金融係 ☎ 092-643-3424
- ②福岡中小企業振興事務所 ☎ 092-622-1040
- ③久留米中小企業振興事務所 ☎ 0942-33-7228
- ④北九州中小企業振興事務所 ☎ 093-512-1540
- ⑤飯塚中小企業振興事務所 ☎ 0948-22-3561

<関係機関>

- ①福岡県信用保証協会、福岡県中小企業振興センター
- ②各商工会議所、各商工会、福岡県商工会連合会
- ③福岡県中小企業団体中央会

### (2) 設置期間及び受付時間

7月10日（月）から当面の間 平日9時から17時まで

## 【「特別相談窓口」①】

《お問い合わせ先》 日本政策金融公庫 福岡支店（国民生活事業） ☎ 0570-089-302  
（中小企業事業） ☎ 092-431-5296  
久留米支店（国民生活事業） ☎ 0570-092-580

日本政策金融公庫（略称：日本公庫）が、「令和5年7月7日からの大雨による災害に関する特別相談窓口」を、福岡県に事業所を有する事業者の皆さまを対象に、11日付で福岡県内の全支店にも設置しました。

日本公庫は、このたびの災害により被害を受けた中小企業・小規模事業者や農林漁業者等の皆さまからの融資や返済に関する相談に、政策金融機関として迅速かつ、きめ細やかな対応を行います。

福岡県	福岡支店	国民生活事業	☎ 0570-089302（ナビダイヤル）
		農林水産事業	☎ 092-451-1780
		中小企業事業	☎ 092-431-5296
	福岡西支店	国民生活事業	☎ 0570-089806（ナビダイヤル）
	北九州支店	国民生活事業	☎ 0570-091236（ナビダイヤル）
		中小企業事業	☎ 093-531-9191
八幡支店	国民生活事業	☎ 0570-092501（ナビダイヤル）	
久留米支店	国民生活事業	☎ 0570-092580（ナビダイヤル）	

## 【「特別相談窓口」②】

《お問い合わせ先》 商工組合中央金庫久留米支店 ☎ 0942-35-3381

商工中金は、令和5年7月7日からの大雨による災害の発生を受け、相談受付体制を強化し、被害を受けられた中小企業の皆さまからのお借入のお申込み等に対して、懇切・丁寧かつ個別の実情に応じた迅速な対応を行います。

福岡支店	福岡県福岡市中央区天神 1-13-21	☎ 092-712-6551
北九州支店	福岡県北九州市小倉北区浅野 3-8-1	☎ 093-533-9567
久留米支店	福岡県久留米市東町 42-21	☎ 0942-35-3381

## 福岡県中小企業振興資金融資制度【福岡県緊急経済対策資金】

(問合わせ先) 福岡県小中企業振興課金融係 ☎ 092-643-3424  
 朝倉商工会議所 ☎ 0946-22-3835  
 朝倉市商工会(杷木経営支援センター) ☎ 0946-62-0473  
 朝倉市商工会(朝倉経営支援センター) ☎ 0946-52-0021  
 福岡県中小企業団体中央会 ☎ 092-622-8780

令和5年梅雨前線による大雨\*により被災した中小企業に対し、県制度融資「緊急経済対策資金」による金融支援を行います。

※令和5年6月29日からの大雨、令和5年7月2日からの大雨、令和5年7月7日からの大雨を指定。

### ○県制度融資「緊急経済対策資金」による支援

#### 1. 「知事の指定する風水害」

- (1) 融資限度額 1億円
- (2) 融資利率 1.3%
- (3) 保証料率 0.25%~1.62%
- (4) 融資期間 10年以内(据え置き2年以内)
- (5) 資金使途 設備資金、運転資金
- (6) 利用期間 令和5年7月14日~令和5年12月28日
- (7) 申込み先 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会(組合関係)、取扱金融機関
- (8) その他 市が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」が必要です。

#### 2. 「緊急特別融資枠」

- (1) 融資限度額 3千万円(既存の融資限度額1億円とは別枠)
- (2) 融資利率 0.9%(通常利率1.3%から0.4%引下げ)
- (3) 保証料率 0%(所定料率0.25%~1.62%を全額県が負担)
- (4) 融資期間 10年以内(据え置き2年以内)
- (5) 資金使途 復日に要する設備資金、運転資金
- (6) 利用期間 令和5年7月28日~令和6年3月31日
- (7) 申込み先 商工会議所、商工会、中小企業団体中央会、取扱金融機関
- (8) その他 市が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」が必要です。